

前橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（議案第41号）

こども施設課

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。

2 主な内容

- (1) 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとし、当該利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
- (2) 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときは、あらかじめその保護者に対して、運営規程の概要、職員の勤務の体制、支払費用に関する事項等の重要事項を記載した文書を交付した上で、当該子ども及び保護者の心身の状況並びに子どもの養育環境を把握するための面談を行い、その面談において重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について同意を得なければならない。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した場合は、提供した日時、時間、内容等を記録しなければならない。
- (4) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針、提供する特定乳児等通園支援の内容、1時間当たりの利用定員等の事業の運営に係る重要事項について、運営規程を定めておかななければならない。

3 施行期日

令和8年4月1日